

島根県医師国民健康保険組合からのお知らせ

1. 医療費通知を活用した医療費控除申告に係る医療費通知書〔暦年分〕の送付について

本組合では、「医療費通知（はがきサイズ）」として、隔月（奇数月）に受診実績のある組合員・准組合員（従業員）に向けお知らせしています。これは、受診歴と費用額等についてご確認いただくためにお知らせするものです。

更に、医療費通知書は、所得税等確定申告に係る医療費控除に利用できることから「令和5年分医療費に係る通知書〔暦年分〕（封書サイズ）」を2月中旬に組合員・准組合員（従業員）毎に発送しております。それぞれ該当の皆様にお渡し下さいますようお願いいたします。

※ 昨年1年間に受診歴のない方には発行しておりません。

※ 「医療費通知書」は、再発行ができませんので大切に保管してご利用ください。

2. 新年度を迎えるにあたって

医師国保組合から他の保険に移られた場合は、資格喪失手続きが必要となります！

- ご家族などが就職等により、被用者保険など他の保険に移られた場合は、医師国保組合の喪失手続きが必要となります。（保険者変更の手続きは自動的に行われません。）

〔提出いただく書類〕

- （様式第2号-2）国民健康保険被保険者資格喪失届
- 被用者保険の被保険者証の写し（喪失日を確認するために必要です）
- 医師国保組合の被保険者証

- 進学により遠隔地に居住する場合は、「国民健康保険法第116条該当届（様式第3号）」の提出をお願いいたします。

〔提出いただく書類〕

- （様式第3号）国民健康保険法第116条「該当・非該当」届
- 該当届の場合は「在学証明書（写）」又は「学生証（写）」

※ 各種申請様式は、医師国保組合HPからダウンロードできます。

「マイナンバーカードの健康保険証利用について」に係る広報がインセンティブ制度のポイントになっています ～ご理解とご協力をお願いします～

- マイナンバーカードの健康保険証利用についての広報
厚生労働省 HP 「マイナンバーカードの健康保険証利用について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html
- マイナンバーカードを利用した「コンビニ交付サービス」についての広報
コンビニなどで住民票、印鑑登録証明書などの公的な証明書を取得できます。（住民票は医師国保組合への加入や住所変更等の届出に利用できます）
詳しくは、「マイナンバーカード総合サイト→マイナンバーカードでできること」をご覧ください。
<https://www.kojinbango-card.go.jp/card/advantage/>

～ 保険加入、保険給付、各種健診費用助成等どんなことでもお気軽にお問い合わせください～

島根県医師国民健康保険組合 Tel : 0852-26-3100 URL : <https://shimane-ikokuho.or.jp>